

福岡市海浜公園の利用料金

使用料 福岡市海浜公園条例 第2条（行為の制限）に係る使用料

区 分	単 位	期 間	金 額
業として写真を撮影するもの (婚礼前撮りなど)	撮影機 (写真機) 1台	1月	3,000円
業として広告写真を撮影するもの (広告用写真など)	1件	1日	3,000円
業として映画を撮影するもの (テレビ番組・CMなどの動画)	1件	1日	6,000円
競技会、展示会、講習会その他これらに類する 催しを行うもの	1件	1日	6,000円
その他のもの	1件	1日	6,000円以内で市長が そのつど定める額

占用料 福岡市海浜公園条例 第8条（海浜公園の占用）に係る占用料

種 別	金額または占用料
土地 (中央プラザ広場・護岸敷・緑地帯)	福岡市公園条例第18条を準用して算出して得た額 (テント等：1平方メートル当たり 1月 330円) (その他の占用：1平方メートル当たり 1月 380円)
水面 (砂浜)	1平方メートル当たり 1月までごとに110円

※ 使用料等が月額で定められているものについて利用期間が15日以内の場合は、1月当たりの2分の1の金額となります。

※ 使用料・占用料が減免となる場合もあります。(くわしくは管理事務所へお問い合わせ下さい)